

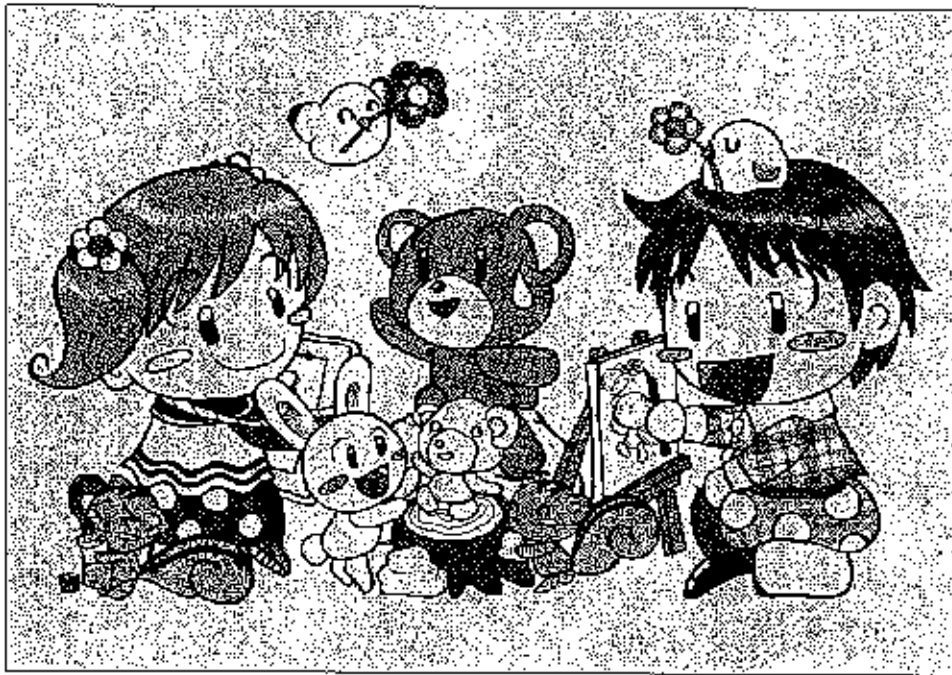
平成23年 8月 31日

庁議付議資料④

子ども福祉部保育課

# 保育サービスの整備・運営及び 提供体制に関する全体計画（案）

【完成版】



平成23年 月

国分寺市




国分寺市子ども福祉部保育課



---

# 保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画

## 目 次

1. 計画の目的		1
2. 計画の位置付け		1
3. 計画の策定方針		1
4. 計画の内容		2
(1) 保育サービスの施設整備に関する計画		2
① 待機児童の解消		
② 保育所配置の平準化		
③ 多様な保育サービスの提供		
(2) 公立保育所の民営化に関する計画		4
(3) 保育サービスの提供体制に関する計画		6
① 市内保育施設の状況変化		
② 基幹型保育所システムの導入		
③ 基幹型保育所システムによる保育所の今日的役割と 質の向上への具体的機能		10



## 1 計画の目的

この計画は、今後の国分寺市における保育サービスの施設整備方針、公立保育所の運営方針及び保育施設の全体の質の維持・向上を図るための新たなシステム構築の方針を定めるものです。

国分寺市の保育サービス全体に関わる計画を定め、一人ひとりの子どもたちが、いきいきと成長していくことができる環境を整備することを目的とします。

## 2 計画の位置付け

この計画は、第四次国分寺市長期総合計画（平成 19 年度～平成 28 年度）の考え方を踏まえ、平成 21 年度末に策定した「国分寺市保育の基本構想（平成 22 年 2 月策定）」の内容を具体化するものです。また、公立保育所の運営方針と計画については、「アウトソーシング基本方針（平成 22 年 1 月策定）※」の実施計画の一部として位置付けるものです。

※ 国分寺市が進めるアウトソーシングに関する基本的な考え方と今後の方針を定めたものです。今後は、この方針に基づき各部署で具体的な実施計画を策定し、アウトソーシングを推進するものとしています。

## 3 計画の策定方針

2「計画の位置付け」を踏まえ、以下のことを基本的な方針とします。

(1) 市は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 2 条で定める「児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」ことを基盤にして計画をします。

(2) 保育の公的責任として、次の点を基本的な考え方とします。

(ア) 公的責任の一つは、等しく保育サービスが受けられるよう待機児童の解消を目指すこと。

(イ) 公的責任の二つ目は、保育サービスの提供に当たってはサービス水準の維持・向上を図ること。

(3) 「保育の基本構想」の具現化を図るものとします。

(4) 公立保育所の運営については、「アウトソーシング基本方針」の考え方に基づくものとし、以下の点を前提として計画するものとします。



- (ア) 公立保育所の民営化を基本とした計画とします。
- (イ) 保育士等の退職者は原則として不補充を前提とした計画とします。
- (ウ) 施設の老朽化及び保育士等の退職者数の見込みに対応した計画とします。

## 4 計画の内容

※ 本計画は、本市の保育サービスの提供を目的として策定されたものであり、国の保育制度の改正等による影響を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

### (1) 保育サービスの施設整備に関する計画 別紙1

保育サービスの施設整備方針については、①待機児童の解消、②保育所配置の平準化、③多様な保育サービスの提供を柱とします。

#### ① 待機児童の解消

市内の認可保育所の定員は23年4月現在1638名で、同年同月の待機児童数は、旧定義では92名、新定義では39名です。平成22年3月に策定した「子育て・子育ていきいき計画」で、待機児童の解消に向け、市内の認可保育所の定員を600名増員し平成26年度までに約2100名にすることをしています。これにより、潜在的な保育需要も含めた待機児童の解消を目指します。

#### ◆◆定員の増員計画（年齢別）◆◆

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成23年度	155名	239名	275名	333名	316名	320名	1638名



平成26年度	190名	300名	350名	420名	420名	420名	2100名
--------	------	------	------	------	------	------	-------

※ 平成26年度までに市内認可保育所の総定員を約2100名にします(年齢別定員内訳は予定数)。

#### ◆◆平成20年4月から23年4月までの整備状況◆◆

年月	定員	計画内容
平成20年4月	1218名	西国分寺保育園新設(120名)
平成21年4月	1276名	恋ヶ壺保育園定員増(28名)、千春第二保育園定員増(30名)
平成22年4月	1358名	ふんじっこ保育園本園・分園(85名)、やなぎ保育園定員減(△8名)、西国分寺保育園定員増(5名)
平成23年4月	1638名	アスクこくふんじ南町保育園新設(60名)、にしこくワンダーランド保育園新設(120名)、保育園ピコ国分寺新設(60名)、ポッポのもり保育園定員増(26名)、ふんじっこ保育園定員増(14名)

◆◆平成 24 年度以降の整備予定状況◆◆

平成 24 年 4 月	1950 名程度	西地区を中心に新設（280 名程度）、アスクこくぶんじ南町保育園定員増（50 名）
平成 25 年 4 月	2050 名程度	西地区から中央地区に新設（100 名程度）
平成 26 年 4 月	2100 名程度	ひかり保育園公設民営化による定員増（20 名程度）

② 保育所配置の平準化

保育所の配置は、現在、地域的に偏在があります。（資料 1）

また、地域別の待機児童数は（資料 2）、特に西町や光町などの市の西地区（国立駅を中心とするエリア）及び泉町と東恋ヶ窪などの中央地区（西国分寺駅を中心とするエリア）に多く分布しています。これらを勘案し保育所の増設を進め、整備に当たっては、「安心こども基金」などの国の交付金等の活用による認可保育所（民設民営保育所）の整備を基本とします。平成 23 年度に中央地区に新たな保育所整備を行うことを考えると、24 年度は西地区に重点的に整備するものとし、それ以降は今後の待機児童の状況を考慮し、中央地区又は西地区に整備していきます。



③ 多様な保育サービスの提供

保育の基本構想では、市全体の保育サービスの維持向上を図ることとともに、多様な保育ニーズへの対応が求められています。多様な保育サービスについては、以下のような取組を行います。

（ア）病児保育

病児保育は、病気になっても仕事を休むことができない保護者が、安心して子どもを預け就労するために必要な制度です。当面は市内に一か所病児保育施設を設置します。（平成 23 年度の整備を目標とします。）

（イ）病後児保育

すでに実施している施設及びひかり保育園に新たに整備することで地域的偏在をなくします。

- ・ ひかり保育園へ併設予定（平成 26 年度）（西地区病後児保育室）
- ・ 西国分寺保育園へ併設済（中央地区病後児保育室）
- ・ 恋ヶ窪保育園へ併設済（東地区病後児保育室）

（ウ）休日・夜間保育事業

事業者の誘致等により平成 26 年までに整備します。

保護者の働き方の多様化により必要とされる事業です。広域的な利用も視野に入れ、主要な駅周辺に整備します。



## (2) 公立保育所の民営化に関する計画

公立保育所については、「アウトソーシング基本方針」に基づき年次計画のとおり民営化することとします。

◆◆アウトソーシング基本方針における「推進の背景」◆◆（平成 22 年1月策定アウトソーシング基本方針から抜粋）

- 基礎自治体が市民サービスを提供するに当たっては、従来の手法では、その「質及び量」の確保に限界が来ています。つまり、市民サービスの拡大は、時として財政規模の拡大につながり、財政の限界からサービスの「質及び量」の確保が制限を受けることとなります。
- このような現状に至った背景は、①国・地方の経営資源の制約、②市民ニーズの多様化・高度化、③公共サービスへの事業者等（市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体）からの期待の増加があげられます。
- その結果、資源の限界の中で、市民サービスの継続・充実を図るには、官と民の役割を見直すとともに、自治体内部の業務の見直しを進め、積極的なアウトソーシングを推進することが必要になっています。
- 以上の関係は次のようになります。



経営資源の制約	ニーズの多様化・高度化	公共サービスへの事業者等からの期待の増加
①少子高齢化による人口減少 ②国と地方の借入金の増加 ③国民負担の増加に関する制約	保育・子育てサービス 介護サービス 医療サービス 安全・安心に係るサービス等	○公共サービスへの民間参入 ○企業の社会的責任 ○専門性の提案 ○コストパフォーマンス

行政が市民ニーズに対応していくことの限界（質及び量）

官と民の関係を見直すことが必要

行政からの直接のサービス提供を見直し、民間活力の活用によるサービス提供の可能性を検討  
 ⇒積極的なアウトソーシングにより多様化・高度化した市民ニーズに対応することが必要

- 国分寺市の将来像である「健康で文化的な都市—住み続けたいまち、ふるさと国分寺—」を名実ともに実現していくためには、市が自立するための財政基盤を確立させ、持続可能な行政運営を行うことが重要です。
- そのため、行政のスリム化による簡素で効率的な行政運営の実現が求められています。
- 市の財政は非常に厳しい状況にあります。財政の弾力化を示す経常収支比率は平成 21 年度決算で 98.1%と硬直化を現し、今後の財政負担となる地方債償還額は利子を含めて約 564 億円で、毎年度 60 億円以上の償還が必要となっています。
- こうした中で、少子高齢化に対応する社会福祉施策の充実や道路・再開発といった都市基盤などの課題に加え、市民生活の安心・安全への対応など、厳しい財政状況の中で取り組むべき課題は山積しています。
- そのため、市の業務を見直し、市が直接実施すべき分野を明確にすることで、職員や財源など限られた経営資源の有効活用を図る必要があります。
- このような国分寺市の現状からみても、公共サービスにおける行政と民間との役割を見直し、積極的にアウトソーシングを推進しなければなりません。



#### ◆◆公立保育所民営化の年次計画◆◆

年度	対象園	手法	備考
26 年度	ひかり保育園	公設民営化	
28 年度	日吉保育園	民設民営の誘致	昭和 43 年設置
29 年度	ほんだ保育園	民設民営の誘致	昭和 55 年設置
31 年度	もとまち保育園	民設民営の誘致	昭和 49 年設置
32 年度	しんまち保育園	民設民営の誘致	昭和 51 年設置

- ・ 民営化の計画は状況により、定期的な検証や見直しを行います。
- ・ 民営化の対象となっている保育所の保護者等へは個別に説明会等を開催します。
- ・ 地域の待機児童の状況等により、閉園の可能性も検討します。
- ・ 公設公営保育所の民営化により、保育所の運営に必要な経費は 1 園あたり年間約 8300 万円削減できます。

#### ① 公立保育所民営化計画の前提条件

- (ア) 保育士等の退職者は原則として不補充を前提とします。
- (イ) 施設の老朽化及び保育士等の退職者数の見込みに対応した計画とします。
- (ウ) 平成 32 年度において、こくぶんじ保育園（直営）の保育士は正規職員となることを基本とした計画とします。



## ② 公立保育所民営化計画の手続き

民営化に当たっては、次の手続きを踏むことを基本とします。

- ・ 民営化する保育所については、すでに平成 21 年度に民営化を実施した市立恐ヶ窪保育園の手続きに準じて丁寧に実施します。
- ・ 「民営化ガイドライン」を民営化する保育所の保護者参加を経て作成し公表します。
- ・ 民営化する保育所の保護者を対象に説明会を複数回開催します。
- ・ 事業者選定基準を定め、事業者の財務状況をも含めた審査を行い、質の高い事業者を選定します。また、選定された事業者と障害児保育・特別の支援を要する児童の保育について民営化前の状況で受け入れを行う旨などの事項が掲げられた協定書を締結します。
- ・ 選定終了後に選定結果を公開します。

## ③ 公立保育所民営化計画のスケジュールの概略

民営化には次のとおり 3 年の期間をかけ、保護者の負担や特に園児への負担を十分に考慮し丁寧に進めます。

- 民営化準備 1 年目 … 保護者参加による民営化ガイドラインの作成
- 民営化準備 2 年目 … 事業者選定基準の作成及び事業者選定
- 民営化準備 3 年目 … 保育の引継ぎ（1 年間の引継ぎ期間）



### (3) 保育サービスの提供体制に関する計画

(1)「保育サービスの施設整備に関する計画」及び(2)「公立保育所の民営化に関する計画」を進めるに当たっては、同時に保育サービスの水準の維持・向上を図るための効果的な保育サービスの提供体制を整える必要があります。基幹型保育所システム(②以降に詳細説明)を構築することにより、国分寺市保育の基本構想に掲げた「保育所に求められる今日的役割」「保育所保育の質の向上」を効果的に実現し、震災発生時等の不測の事態への強化の役割を担います。

#### ※ 国分寺市保育の基本構想に掲げる保育所に求められる今日的役割

- (ア) 虐待への対応
- (イ) 障害児保育・特別の支援を要する子どもの保育の充実

#### ※ 国分寺市保育の基本構想に掲げる保育所保育の質の向上

- (ア) 独立した苦情解決システムの構築
- (イ) 保育所職員・保育所の自己評価
- (ウ) 私立保育所に対しての市の役割
- (エ) 保育所職員の質の向上

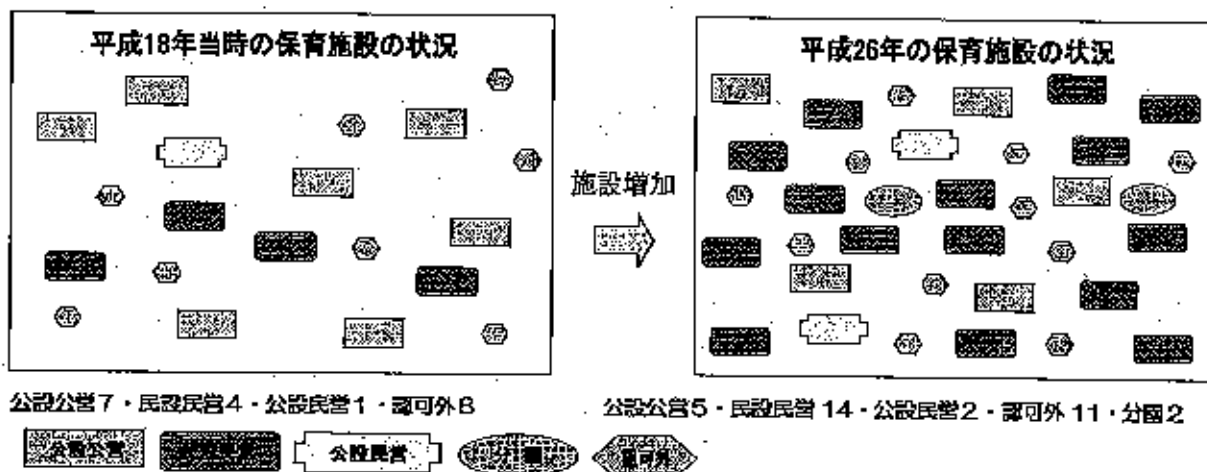


各保育所は関係機関と連携し、現状でもこれらの役割や取り組みを行っていますが、基幹型保育所システムにより更に充実していきます。



## ① 市内保育施設の状況変化

～保育所の整備推進【量の拡充】と公立保育所の民営化推進【財政効果】による～



平成26年は平成18年と比較し、認可保育所で9園（分園を含めると11園）増加し、認可外保育施設は3園増加します。また、民営化の推進により、直営の公設公営保育所は7園から5園に減少し、最終的に平成32年度には公設公営保育所は1園になる予定です。



## ② 基幹型保育所システムの導入（システム化された保育サービスの提供体制の確立【質の拡充】）

3つのJR駅《国分寺駅・西国分寺駅・国立駅》を基点に、市内を3つのエリア《国分寺駅=東地区、西国分寺駅=中央地区、国立駅=西地区》に分け、各エリアに基幹となる保育所を設けます。その基幹型の保育所がエリア内の他の認可・認可外を含む保育施設と地区別の連携体制を構築し、全体として保育の質の維持・向上を担保します。様々な保育施設が増えていく中で、民営化を進める状況において、保育サービスの水準の維持・向上を担保する仕組みとします。また、この3つの基幹型保育所を公立保育所とすることにより市の保育施策の表現を目指し、運営については民営2園と公営1園にすることにより、運営形態の違う基幹型保育所同士が相互に作用し、公と民の連携を強化し、互いの保育所のノウハウ等の共有ができる仕組みとします。

さらに、基幹型保育所において、震災発生時にエリア内の乳幼児の一時的な受け入れに対応できるよう、飲料水・食料品・医薬品等の常備や体制の整備を行います。

